



変更となった専業主婦（夫）の年金の取扱い

高齢年金の受給開始年齢を現行よりも更に引き上げようという意見が浮上するなど、公的年金に関する議論は、政府の継続的かつ重要課題として扱われています。それと同時に、何らかの原因により年金がまったく受給できない人に対する救済策についても議論が進められています。そこで今回は、7月1日より始まった年金の不整合記録に対する取扱いと特例措置について説明しましょう。

1.国民年金被保険者の分類

国民年金の被保険者は、一般的には、20歳以上60歳未満の自営業者・学生・無業者等の「第1号被保険者」、会社員・公務員の「第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養される年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者である「第3号被保険者」の3つに区分されます。今回、本来であれば、第1号被保険者であったにも関わらず、第3号被保険者のままとされている記録（これを「不整合記録」と呼びます）について、取扱いが変更されました。

2.不整合記録が発生する可能性のある人

不整合記録が発生するケースには以下のような事例があります。

- ・サラリーマンの夫（妻）が会社を退職した
- ・サラリーマンの夫（妻）が亡くなった
- ・サラリーマンの夫（妻）と離婚した
- ・妻（夫）自身の年収が130万円以上となり健康保険の被扶養者ではなくなった

このような場合には第3号被保険者から第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付しなければなりません。これまで届出が漏れるケースが発生していました。その際、届出遅れが2年を超えるようなケースでは、後日届出を行ったとしても、最大2年間しか国民年金保険料を遡及して納付することができず、2年を超える部分については、未納期間として取り扱われることになっていました。それが、今回改めて届出を行うことで、2年以上前の期間は「受給資格期間」として算入されることになりました。

3.受給資格期間に算入されることのメリット

年金を受け取るためには、一定の受給資格期間が必要になります。逆にこの受給資格期間を満たさない場合には、たとえ国民年金保険料を納めた期間があったとしても、年金を受け取ることができません。今回、これまで未納期間となっていた部分が受給資格期間となることで、年金額には反映されないものの、年金の受給資格期間に算入されます。未納期間とされることでまったく年金が支給されない人について、年金が支給される場合があります。

4.平成27年4月より開始される特例追納

受給資格期間への算入と合わせ、平成27年4月からは本来は遡及して支払うことができない期間についても、最大10年間、国民年金保険料を追加で支払うことが認められることになっています。これにより、受給資格期間として算入されるのみではなく、年金額を増加させることができるようになります。なお、その期間は平成30年3月31日までの3年間で予定されています。

不整合記録がある人については、個別に通知が行われることになっており、実際に手元に届いている人もいます。従業員やその家族から相談があった場合には、届出に協力できるようにしましょう。

